

「細則 3-4 リチウムイオン蓄電池設備の遠隔制御等を行う一般取扱所の自主保安基準」の解説

令和 5 年国通知により、リチウムイオン蓄電池設備を設置する一般取扱所における危険物取扱者等の取り扱いについて示されました。

当該通知を受け、リチウムイオン蓄電池設備の遠隔制御等を行う一般取扱所は、リチウムイオン蓄電池設備の遠隔制御等に係る基準である細則 3-4 を定める必要があります。

関係通知：【R 5. 9.19 消防危 251】

定める必要がある施設	リチウムイオン蓄電池設備の遠隔制御等（リチウムイオン蓄電池設備の所在する場所以外の場所において人が監視、制御等することをいう。以下同じ。）を行う一般取扱所
第 1 総則	
当所のリチウムイオン蓄電池設備の遠隔制御等は、本編及び関係する細則によるほか、第 2 で定める「リチウムイオン蓄電池設備の遠隔制御等に係る基準」に基づき行うものとする。	
第 2 リチウムイオン蓄電池設備の遠隔制御等に係る基準	
1 所長は、リチウムイオン蓄電池設備の遠隔制御等を危険物取扱者に行わせるか、危険物取扱者の立ち合いのもとで行わせるものとする。	
2 リチウムイオン蓄電池設備の遠隔制御等は、●●監視センター（東京都千代田区大手町●●●）で行うものとする。	
3 所長は、リチウムイオン蓄電池設備の遠隔制御等を行うために必要な実施基準を整備するとともに、実施基準に基づき遠隔制御等が適正に行われる体制を確保するものとする。	
4 所長は、リチウムイオン蓄電池設備で火災等が発生した場合の連絡体制（消防機関への通報を含む）及び対応体制を確保するものとする。	
5 その他	

細則 3-4 を作成する必要があるリチウムイオン蓄電池設備は、第二類又は第四類の危険物のみを取り扱うリチウムイオン蓄電池設備です。

リチウムイオン蓄電池設備が設置されている建物内や同一敷地内の隣接する建物内等は「第四類危険物の蓄電池設備の所在する場所以外の場所」に該当しません。

リチウムイオン蓄電池設備の遠隔制御等を行う場所を記載してください。

特記すべき事項がある場合、追加で記載してください。